

## 会津若松市自主防災組織設立補助金交付要綱

(令和元年5月7日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、自主防災組織の結成を促進するため、自治会、町内会等の地域で活動する団体（以下「地域団体」という。）に対し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で会津若松市自主防災組織設立補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚及び連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織で、市長が適当と認めたものをいう。

(自主防災組織の規模)

第3条 自主防災組織の規模は、地域団体を単位とする。ただし、活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模及び形態等の事情があり、地域団体の単位により難しい場合で、次に掲げる基準に該当するときはこの限りでない。

- (1) 住民の連帯感に基づき、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模であること。
- (3) 災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うことができる規模であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象とする団体、対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付は1回限りとし、既存自主防災組織の合併等に伴う設立については、補助対象としない。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請の前にあらかじめ、会津若松市自主防災組織設立補助金事前協議書（第1号様式）により、市長に協議しなければならない。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、第2号様式によるものとし、その提出期限は市長が別に定める日とする。

- 2 規則第4条第2項第3号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
  - (1) 活動区域が分かる図
  - (2) 事前協議書（第1号様式）
  - (3) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、第3号様式により通知するものとする。

(変更の承認の申請)

第8条 規則第6条第1項の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、第4号様式を市長に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、第5号様式を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、第6号様式に関係書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、その承認を受けた日)から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了した場合は、第6号様式の提出と併せ、第7号様式を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払されていた場合はこの限りでない。

(自主防災組織結成の届出)

第13条 補助金の交付を受けた者で、自主防災組織を結成したときは、第8号様式に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(会計諸帳簿の整備)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計諸帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

対 象 団 体	対 象 経 費	補 助 額
<p>行政区や自治会等の地域で活動する団体</p>	<p>1 自主防災組織の設立のための説明会の開催、普及啓発資料の作成、防災カルテ、防災マップの作成その他自主防災組織の設立に必要な事業に要する経費</p> <p>2 自主防災組織の設立に必要な資機材及び備蓄食料の購入に要する経費</p>	<p>5万円＋世帯割（1世帯あたり500円とし、100世帯を上限とする。）以内とする。</p> <p>ただし、複数の地域団体等で組織する場合、世帯割の上限を200世帯とする。</p>